



2024年10月29日

各位

会社名 株式会社 マクアケ  
代表者名 代表取締役社長 中山 亮太郎  
(コード番号：4479)

問い合わせ先 コーポレート本部  
IR部 部長 金 廷 賢  
TEL. 03-6328-4038

**定款の一部変更、代表取締役（追加選任）及び役員の変動（退任）  
並びに資本準備金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、2024年12月12日開催予定の第12期定時株主総会に1.から3.までの各事項について付議することを決議しましたので、以下のとおりお知らせします。なお、2. 代表取締役（追加選任）及び役員の変動（退任）のうち、代表取締役の変動（追加選任）については、第12期定時株主総会及び当該株主総会後の取締役会の承認を経て、正式に決定する予定です。

1. 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

① 当社は、現本店が入居するオフィスビルの撤去に伴う退居のため、本店を移転することとしました。本店移転に伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都目黒区に変更するものです。

また、本変更の効力は、2025年度に開催される第13期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものです。

② 経営の柔軟性を目的として、役付取締役についての定めを限定列挙から例示列挙に変更するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。

<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>代表取締役は社長とする。</u></p> <p>3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>附 則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>2 必要に応じて、取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から<u>社長、副社長、専務取締役及び常務取締役その他の役付取締役</u>を選定することができる。</p> <p>附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(本店の所在地)</u></p> <p><u>定款第 3 条 (本店の所在地) の変更は、2025 年度に開催される第 13 期 定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本条は本店移転の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>
--	--

## 2. 代表取締役（追加選任）及び役員の異動（退任）の件

### (1) 代表取締役の異動（追加選任）

#### ① 異動の内容

氏名	新役職名	旧役職名
木内 文昭	代表取締役	取締役

なお、代表取締役社長 中山 亮太郎の役職・職務等に変更はありません。

#### ② 異動理由

経営体制を一層強化するためです。

#### ③ 新任代表取締役の経歴

生年月日	略歴	所有株式数
1979年2月19日生	2002年4月 株式会社リクルートスタッフィング入社	256,000株
	2007年10月 株式会社イノベーション入社	
	2009年1月 株式会社サイバーエージェント入社	
	2013年5月 当社取締役（現任）	
	2023年4月 経済同友会 幹事（現任）	

### (2) 役員の異動（退任）

#### ① 退任する取締役

氏名	担当
坊垣 佳奈 (戸籍上の氏名：長谷川 佳奈)	プロジェクト推進本部 サービスグロース本部
生内 洋平	開発本部
馬淵 邦美	-

② 退任理由

3名ともに任期満了による退任となります。

坊垣佳奈氏は2013年の会社設立以来社業の発展に尽力してきました。今後顧問として広報、ブランディング、組織づくり等の観点から当社の発展に貢献していきます。

生内洋平氏は2017年取締役として選任されて以来開発部門統括責任者として重要な役割を担ってきました。今後顧問として技術や開発組織の組成等の観点から当社の発展に貢献していきます。

(3) 代表取締役（追加選任）及び役員の異動（退任）予定日

2024年12月12日（第12期定時株主総会終結の時）

(4) その他

当該取締役退任後におきましても、法令及び定款に定める取締役の員数は満たしています。

3. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損額に充当するものです。

(2) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の要領

① 資本準備金の額の減少の内容

1. 減少する資本準備金の額

資本準備金 1,306,444,058 円

2. 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 1,306,444,058 円

3. 減少後の資本準備金の額

資本準備金 1,830,109,870 円

② 剰余金の処分の内容

1. 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,306,444,058 円

2. 増加する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 1,306,444,058 円
3. 処分後の剰余金の額  
繰越利益剰余金 0 円

(3) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

- ① 取締役会決議日 : 2024年10月29日
- ② 定時株主総会決議日 : 2024年12月12日(予定)
- ③ 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の効力発生日 : 2024年12月12日(予定)

なお、本件は会社法第449条第1項但書の要件に該当するため、債権者異議申述の手続きは発生しません。

(4) 今後の見通し

本件は「純資産の部」における勘定の振り替えであり、純資産額及び発行済株式総数、並びに1株当たり純資産額に変更が生じるものではありません。

なお、本件は、2024年12月12日開催予定の第12期定時株主総会において承認可決されることを条件としています。